

その敷地、違反転用ではないですか？

田畑を埋め立て農業以外の目的で利用するときは、農地法で定められた農地転用の手続きが必要です。

農地転用の手続きを怠ると、違反転用として、3年以下の懲役又は300万円以下(法人は1億円以下)の罰金が科されることがあります。

自分の田畑でも？

はい！

自分の畑に納屋を作るときも？

都市計画区域外の農地でも？

農地法の手続き(許可or届出)が必要です！

自宅の横の畑に、ちょっと車を駐めるときも？

農地のご相談は、各市町農業委員会へ

石川県農林水産部経営対策課農地計画グループ

H25.2末作成